特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
10	健康管理に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
幕別町は、健康管理に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
北海道幕別町長

公表日
令和1年12月18日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	・健康増進法、予防接種法、高齢者の医療に関する法、母子保健法に基づき、各種検診、予防接種、健康相談等の事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という）の規定に基づき、以下の事務手続きにおいて特定個人情報を取り扱う。 ①特定健診及びがん検診等の予約受付、受診、結果の記録管理 ②予防接種の実施、記録等に関する管理 ③各種訪問、相談記録の管理 ④母子手帳発行、妊婦健診受診票の管理 ⑤妊婦、産婦及び新生児の訪問指導 ⑥乳幼児健康診査
③システムの名称	健康管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
健康診査ファイル、予防接種ファイル、母子保健ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号）　第9条第1項　別表第一（10、76の項） 2、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令に定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号）　第10条、第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （16の2の項） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 （56の2の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （16の2の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの」が含まれる項 （17の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （18の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの」が含まれる項 （19の項） ：母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの （69－2の項）

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幕別町住民福祉部保健課
②所属長の役職名	保健課長

6. 他の評価実施機関
－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幕別町企画総務部総務課情報管理係　北海道中川郡幕別町本町130番地1　0155-54-6608

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幕別町企画総務部総務課情報管理係　北海道中川郡幕別町本町130番地1　0155-54-6608

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署　①部署	幕別町民生部保健課	幕別町住民福祉部保健課	事後	訂正
平成28年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	幕別町総務部総務課総務係　北海道中川郡幕別町本町130番地1　0155－54－6608	幕別町企画総務部総務課情報管理係　北海道中川郡幕別町本町130番地1　0155-54-6608	事後	訂正
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ　連絡先	幕別町総務部総務課総務係　北海道中川郡幕別町本町130番地1　0155－54－6608	幕別町企画総務部総務課情報管理係　北海道中川郡幕別町本町130番地1　0155-54-6608	事後	訂正
平成28年11月14日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供に制限）及び別表第二（17，18項）	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （16の2の項） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項 （56の2の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （16の2の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの」が含まれる項 （17の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 （18の項） ：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「予防接種法による給付（同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。）の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの」が含まれる項 （19の項）	事後	追加訂正
令和1年6月28日	Ⅱ-1　いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2　いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－5－②所属長の役職名	保健課長　合田　利信	保健課長	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策	－	項目の追加	事後	
令和1年12月18日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		⑤妊婦、産婦及び新生児の訪問指導 ⑥乳幼児健康診査	事後	個人情報を取り扱う事務の追加
令和1年12月18日	2.特定個人情報ファイル名	健診ファイル、予防接種ファイル	健康診査ファイル、予防接種ファイル、母子保健ファイル	事後	.特定個人情報ファイル名の追加
令和1年12月18日	4.情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		：母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの （69－2の項）	事後	法令の一部改正による追加 （69－2項）